

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日		
条例の題名	三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会条例		公 布 日	平成14年3月26日	
条 例 番 号	平成14年三重県条例第6号		直 近 改 正 日	平成24年3月27日	
所管部局課	環境生活部大気・水環境課		電 話 番 号	059-224-2380	
条例の概要	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(以下「自動車NOx・PM法」)第10条第1項の規定に基づく協議会として、三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会を置き、同条第2項の規定に基づき、その組織及び運営に関する規定を定めるものである。			条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	本条例は、法の規定に基づくものである。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	自動車NOx・PM法対策地域においてNOx等の大気環境基準の確保を図るため、本条例に基づく公的な関与は必要である。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。 )。	はい	本条例は、法の規定に基づくものである。		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい			
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。 )。	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい			
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	本条例は、法の規定に基づくものである。		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	該当なし			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	該当なし			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	該当なし			
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		当条例は、自動車NOx・PM法第十条第二項の規定に基づき定められており、協議会の組織及び運営は適正に運用されており、改正・廃止の必要はない、現在の条例の規定により特段支障は生じていない。		無	無